

青森労働局 資料

- 建設業、トラック・バス・タクシードライバー、医師の「働き方改革」を進めるため、時間外労働の上限規制が適用となります！
- STOP！長時間の荷待ち
- 過労死等防止対策推進シンポジウムが開催
- 青森労働局長による職場訪問を実施

建設業、トラック・バス・タクシードライバー、医師の「働き方改革」を進めるため、時間外労働の上限規制が適用となります！

建設業で働く方、トラック・バス・タクシードライバーは、インフラを守り、物流・生活交通を支えるために、私たちの暮らしになくてはならない存在です。

その一方で、他の業種に比べ残業が多い実態があることから、働き方改革が急務となっています。

そのため、建設業、トラック・バス・タクシードライバー、医師についても、働く方の健康を守るため、2024年4月から、「**時間外労働の上限規制**」※が適用されます。

※「時間外労働の上限規制」とは、残業の時間に上限を設け、過度の残業をなくし、働く方の健康を確保するようにするためのものです。自動車運転の業務、建設の事業、医業に従事する医師以外では、2019年4月（大企業）又は2020年4月（中小企業）から既に適用が開始されています。

建設業や自動車運転の業務に従事する従業員の長時間勤務の背景には、短い工期の設定や、荷の積み下ろしの際の長い待機時間などといった取引慣行上の問題など、個々の事業主の努力だけでは解決することが困難な課題がみられます。

こうした人々の長時間労働を改善し、上限規制を円滑に適用していくためには、建設業や運輸業等が抱える課題について、発注者や荷主といった取引関係者をはじめとした国民一人一人が理解を深め、課題の解消に向けて協力していく必要があります。

厚生労働省では、社会全体で建設業や運輸業等の長時間労働の改善に向けた機運の醸成を図るため、「適用猶予業種の時間外労働の上限規制 特設サイト」を設け、このような課題や国民一人一人に協力をいただきたい内容について伝えています。

是非、ご覧になってください。



🔍 検索

はたらきかたススメ



(QRコードからアクセス)



適用猶予業種の時間外労働の上限規制 特設サイト

(URL : <https://hatarakikatasusume.mhlw.go.jp>)

青森労働局労働基準部監督課

☎ 017-734-4112

荷主・元請運送事業者の皆さまへ



STOP! 長時間の荷待ち

- 長時間の恒常的な荷待ちは、
自動車運転者の長時間労働の要因
となります。
- 物流を支える自動車運転者の健康のためにも
長時間の荷待ちの改善に向けて
ご理解とご協力をお願いします。
- トラック運送事業者とも相談し、
ぜひ**前向きに検討**をお願いします。



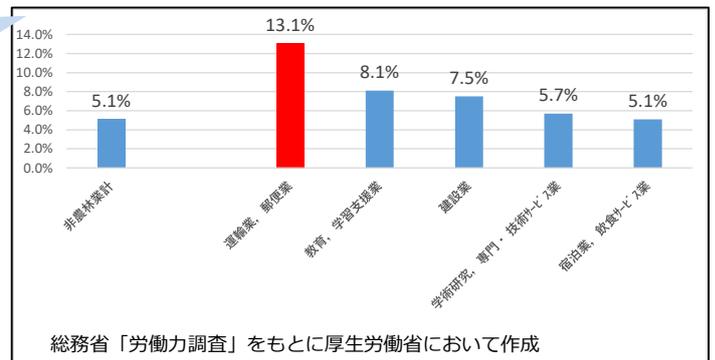
道路貨物運送業の実態

⚠ 他の業種に比べて長時間労働、過労死等の労災支給決定件数が最多

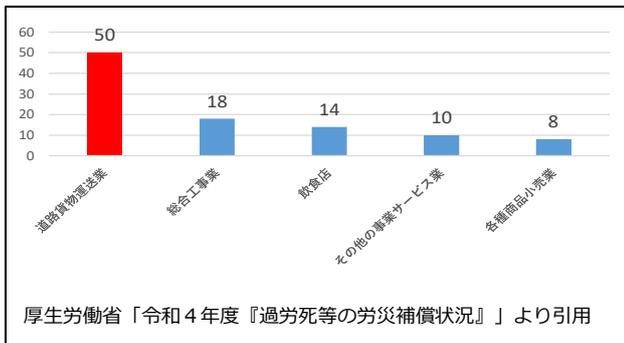
道路貨物運送業は、他の業種に比べて長時間労働の実態にあります

月末1週間の就業時間が60時間以上の雇用者の割合※（上位業種）

※ 雇用者のうち、休業者を除いた者の総数に占める割合



脳・心臓疾患の支給決定件数（上位業種）



過労死等の労災支給決定件数も最も多い業種です

このような状況もあって、改善基準告示※が定められており道路貨物運送業はこれを遵守しなければなりません

※自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（平成元年労働省告示第7号）
トラック運転者の拘束時間などを定めたもの。



しかし、長時間労働の要因には昔からの取引慣行など事業主の努力だけでは見直しが困難なものもあります

社会インフラである「物流」の現状

⚠ このままでは国民生活や経済活動を支える社会インフラの維持が困難



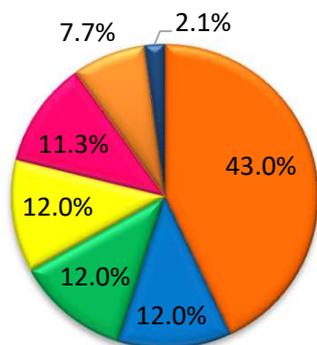
国民生活や経済活動に不可欠な社会インフラである「物流」

担い手不足の深刻化や荷待ち時間の非効率の発生などにより危機的状況との指摘もあります



国土交通省による「働きかけ」等における違反原因行為の割合（R5.7.31時点）

- 長時間の荷待ち
- 依頼になかった附帯業務
- 運賃・料金の不当な据置き
- 過積載運行の要求
- 無理な配送依頼
- 拘束時間超過
- 異常気象時の運行指示



国土交通省は違反原因行為※が疑われる荷主に「働きかけ」等を行っています

※ 貨物自動車運送事業法等の違反の原因となるおそれのある行為

「働きかけ」の中で荷主都合による長時間の荷待ちが約半数を占めています

発荷主・着荷主・元請運送事業者の皆さまへのお願い

1 長時間の恒常的な荷待ちを改善しましょう

トラック運転者の長時間労働や過労の要因となるため、**長時間の荷待ちを発生させないよう努めましょう。**

取り組み例

- ・納品時間の指定を柔軟にする
- ・納品を特定の曜日・時間帯に集中させない
- ・積込場所を分散し1か所当たりの車両台数を減らす
- ・パレットを用いるなどで荷役作業の時間を短縮する
- ・注文からお届けまでの期間に余裕をもたせる



「荷主と運送事業者の協力による取引環境と長時間労働の改善に向けたガイドライン」
(厚生労働省・国土交通省・公益社団法人
全日本トラック協会 (2019/08))

2 改善基準告示を発注担当者へ周知しましょう

発注担当者にも改善基準告示を知ってもらい、**トラック運転者が告示を守れる着時刻などを設定しましょう。**
また、改善基準告示に違反して**安全な運転を確保できない**
ような発注を行うことはやめましょう。



改善基準告示の内容は、最寄りの労働基準監督署や裏面の労働時間管理適正化指導員へお問い合わせください。

3 事前通知のない荷役作業の依頼はやめましょう

トラック運転者に**事前通知なく荷役作業を行わせてはいけません。**
労働災害防止のため、トラック運転者に**荷役作業をお願いする**
場合でも、事前によく相談して決めましょう。



「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」

トラック輸送の「標準的な運賃」に、ご理解・ご協力をお願いいたします

「標準的な運賃」とは、トラックドライバーの労働条件を改善し、ドライバー不足の解消を図り、安定した輸送力を確保するため、法令を遵守して**持続的に事業を行ううえで参考となる運賃**を国が示したものです。



持続可能な物流を実現するため、
荷主の皆様、「標準的な運賃」の
趣旨をご理解いただき、
ご協力くださますようお願いいたします。



国土交通省「トラック輸送の「標準的な運賃」が定められました」

「荷主」って誰のこと？



当社は商品を受け取る
だけなので
関係ないですね。

荷物の受け取り先



大きい会社のことかな。
うちは小さいから関係な
いはずね。

中小企業



いえいえ。
荷主というのは、
荷物の出し手である**発荷主だけではなく、**
荷物の受け取り手である**着荷主も該当します。**
また、**会社の規模など関係ありません。**
皆さんの行動も、トラックドライバーの方の
長時間労働の削減のためにとっても大切です。

お問い合わせ

荷待ち時間の見直しに当たっては、
都道府県労働局労働基準部監督課の「労働時間管理適正化指導員」にご相談ください。
ご希望があれば、個別に訪問して、取組事例やメリットなどをご説明いたします。

労働局	電話番号	労働局	電話番号	労働局	電話番号
北海道	011-709-2057	石川	076-265-4423	岡山	086-225-2015
青森	017-734-4112	福井	0776-22-2652	広島	082-221-9242
岩手	019-604-3006	山梨	055-225-2853	山口	083-995-0370
宮城	022-299-8838	長野	026-223-0553	徳島	088-652-9163
秋田	018-862-6682	岐阜	058-245-8102	香川	087-811-8918
山形	023-624-8222	静岡	054-254-6352	愛媛	089-935-5203
福島	024-536-4602	愛知	052-972-0253	高知	088-885-6022
茨城	029-224-6214	三重	059-226-2106	福岡	092-411-4862
栃木	028-634-9115	滋賀	077-522-6649	佐賀	0952-32-7169
群馬	027-896-4735	京都	075-241-3214	長崎	095-801-0030
埼玉	048-600-6204	大阪	06-6949-6490	熊本	096-355-3181
千葉	043-221-2304	兵庫	078-367-9151	大分	097-536-3212
東京	03-3512-1612	奈良	0742-32-0204	宮崎	0985-38-8834
神奈川	045-211-7351	和歌山	073-488-1150	鹿児島	099-223-8277
新潟	025-288-3503	鳥取	0857-29-1703	沖縄	098-868-4303
富山	076-432-2730	島根	0852-31-1156		

過労死等防止対策推進シンポジウムが開催

令和5年11月8日、青森市のハートピアローフクにおいて、「過労死等防止対策推進シンポジウム」が開催されました。同シンポジウムは過労死等を防止することの重要性について関心と理解を深めるため、11月の「過労死等防止啓発月間」に毎年行われているものです。当日は約60名が参加し、専門家やご遺族の話に耳を傾けました。

独立行政法人労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所の吉川徹氏が基調講演を行い、全国の労働基準監督署が決定した過労死等に係る労災認定事案の分析研究の成果を踏まえ、過労死等のメカニズムと防止対策、メンタルヘルス対策の進め方、働きやすい職場づくりの必要性などについて講話が行われました。



次に、青森労働局上野諭労働基準部長から、働き方改革の進め方や第14次労働災害防止計画の考え方、勤務間インターバル制度など、行政の取組状況について説明を行いました。

続いて、公益社団法人青森県トラック協会の葛西直樹事務局長が、2024年問題を踏まえてトラック運転手の長時間労働削減に向けた業界の取り組みを報告し、あらためて「荷主企業や消費者の理解・協力が重要」と呼びかけました。

また、大手広告代理店に入社し、その9か月後に若くして亡くなり過労死と認定された新入社員のご遺族が登壇し、「命より大切な仕事はありません。働く人のいのちと健康をまもり過労死や過労自殺を根絶し、だれもが健康で生き活きと働き、幸せに生きられる国になることを心から願っています」と強く訴えました。

最後に、青森県社会保障推進協議会の大竹会長による閉会挨拶があり、シンポジウムは終了しました。

厚生労働省のホームページに「過労死等防止対策白書」が公表されています。



検索

令和5年版過労死等防止対策白書

<https://www.mhlw.go.jp/stf/wp/hakusyo/karoushi/23/index.html>

青森労働局 労働基準部 監督課
☎ 017-734-4112

青森労働局長による職場訪問を実施

～トラック運転手の労働時間縮減等『2024年問題』対策について意見交換～

青森労働局（局長 井嶋 俊幸）では、「過労死等防止啓発月間」である11月に、過労死等をなくすため、様々な周知・啓発を行っています。

その一環として、令和5年11月20日（月）に長時間労働の縮減をはじめとする働き方改革を積極的に推進している企業（ベストプラクティス企業）として、八戸市にある三八五流通株式会社（代表取締役社長 泉山 元）を井嶋労働局長が訪問し、常務取締役営業本部長宮古様、常務取締役営業本部副本部長杉本様、取締役人事部長松山様からお話を伺いました。

意見交換の様子



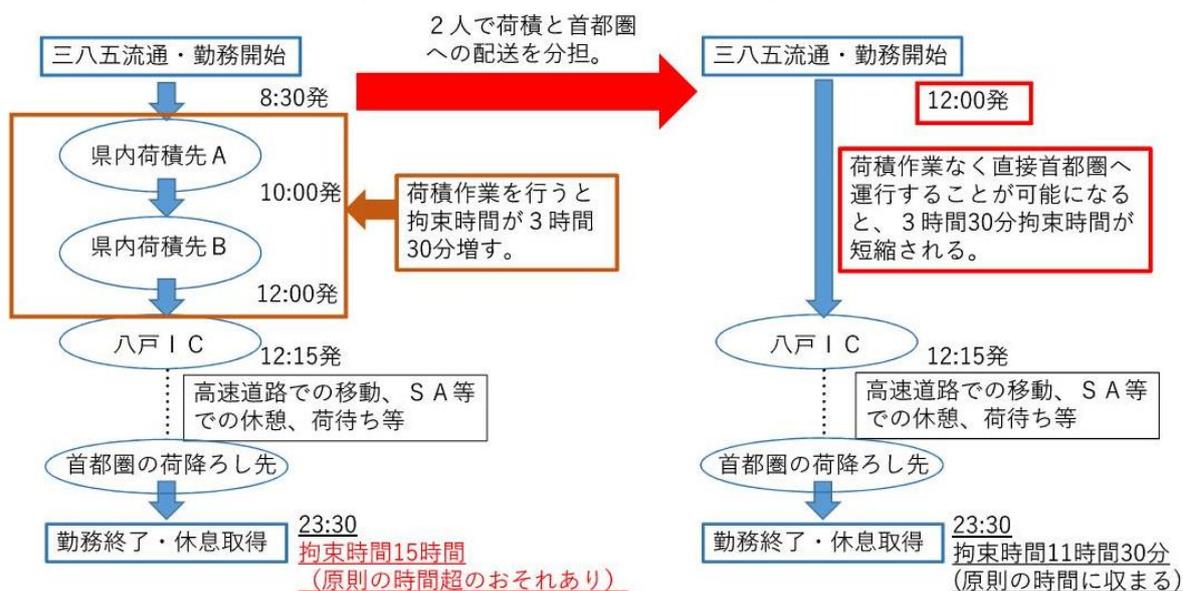
三八五流通株式会社は、昭和22年創業で、農作物等の輸送を主に行っています。

冒頭、井嶋労働局長の挨拶と意見交換会参加者の自己紹介があり、意見交換が行われました。

まず、宮古様から改善基準告示の遵守状況について「令和6年4月から拘束時間が1か月284時間が原則となるなか、現行の1か月293時間は遵守されていたものの、令和5年7月のデジタルタコグラフのデータから、長距離輸送を行う運転手のうち数名、284時間を超えている者が認められた。」と述べたうえで、「このままでは法令遵守もままならなくなるし、労働時間や賃金を含めた労働条件が魅力的である職場にしなければ将来運転手を志す者がいなくなり、道路貨物運送事業そのものが成り立たなくなると考え、労働時間の縮減に取り組む決意をした。拘束時間が284時間を超えている者が主に担当している運行ルート of 所要時間の分析を行ったところ、運転以外の時間が多くあったことが判明したため、まずは自社で長距離輸送を行う者の労働時間を縮減出来ないか検討した。」とお話しされました。

三八五流通株式会社は、自社で行った取組として「荷扱いの分離」を挙げました。これにより、一人の労働者の拘束時間が増加しないような労務管理が可能になったとのことでした。

荷扱いの分離の例



続けて宮古様は「荷扱いの分離のみで縮減出来る時間は限られているし、運転手を二人稼働させているためコストは間違いなく増加する。我々は休憩を除く運転以外の時間をどう縮減するかについて頭を悩ませており、代表的なものとして荷積み・荷降ろし・荷待ち時間があるが、特に荷待ち時間の縮減は急務であると考えている。しかしこれは我々のみの取組では縮減出来ない部分がほとんどだ。」とお話しされ、荷扱いの分離を行うことで一人の労働者の拘束時間を抑えることは一定程度可能ではあるものの、それだけでは改正改善基準告示の遵守は厳しく、法令遵守の水準まで労働時間を縮減することや、適正な運賃の收受のためには荷主企業との交渉が必要であることを明らかにしました。

荷主企業との交渉について宮古様は「弊社では全てのトラックにデジタルタコグラフを搭載しており、これが交渉において役立った。」とお話されました。その理由について宮古様は「あらゆる交渉事において共通していると思うが、数字を基に話をしなければ相手方は我々が提示している条件が妥当かも分からず、そもそも話を聞いてくれないのではないかと思ったからだ。」とお話されました。

また、荷主企業との交渉の方法については荷主企業に訪問することを原則とし、場合によっては複数の道路貨物運送事業者と共同で荷主企業との交渉を行うこともあったとのことでした。

三八五流通株式会社では、荷主企業との交渉を行い、一部の運行ルートについて、①神奈川県横浜市までだったルートを埼玉県さいたま市までとし、所要時間が片道1時間程度短縮された、②1回の運行で積載する荷物の量を増やすことで荷物の総量は変えずに運行頻度の減少がなされた結果運転時間の縮減につながった、③荷積み箇所が複数箇所から1箇所になった結果、荷積み時間が縮減された、④契約内容の見直しにより運転手が荷積み・荷降ろし作業を行わずに済む現場が生まれた結果、荷積み・荷降ろし・荷待ち時間が縮減されたなどの成果が得られたとのことでした。

宮古様は、「①から④までのそれぞれの取組はトラック運転手の労働時間の縮減に貢献するも

のであり、それに加えて荷扱いの分離も行うことで、拘束時間を1か月284時間以内にするこは十分可能であると考えている。今後はこうした取組に協力してくれる荷主企業の数を増やして、我々としては無理なく労働基準法や改善基準告示を守っていき、同時にそれぞれの運行ルートで適正な運賃を頂くことで持続可能な道路貨物運送事業にしていきたい。」とお話されました。

また、三八五流通株式会社では、労働時間縮減により期待される効果として、交通事故リスクの減少を挙げ、さらには、効率的な運行の実現により二酸化炭素の排出抑制にも努めたいとのことでした。

最後に、井嶋労働局長は「本日は貴重なお話を伺うことができました。道路貨物運送事業の長時間労働の縮減には自社の取組だけでなく荷主企業の協力が不可欠であるとあらためて認識するとともに、荷主企業からの協力を引き出すにあたっては数字を基にした交渉が効果的であるということを実感しました。荷主企業とのパートナーシップ構築のために国もバックアップしていきたいと思えます。」と述べました。

青森労働局では、引き続き、県内の事業場の長時間労働の縮減や働き方改革の推進に向けた周知啓発に取り組んでまいります。

左から杉本様、井嶋労働局長、宮古様、松山様

